

文部科学省周知依頼

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金給付事業』にご理解・ご協力を賜りありがとうございます。

学生向けの手引き等の一部を改訂致しましたのでご連絡させていただきます。

なお、すでに申請書等を提出された分につきましては、再提出・差し替えを求めている必要はございません。

各都道府県におかれては所轄の専門学校に対して、各都道府県教育委員会におかれては所管の専門学校に対して、国立大学法人におかれてはその設置する専門学校に対して、厚生労働省におかれては所管の専門学校に対して、本件について必ず周知されるようお願いいたします。

<改訂内容>

(現 状) 住民税非課税証明書

(改訂後) 住民税非課税証明書(生計維持者(保護者等)のもの)

<改訂箇所>

- ・「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』申請の手引き(学生・生徒用)7ページ
- ・【様式1】学生支援緊急給付金を受けるための要件に係る申請書

<再周知>

- 高等教育の修学支援新制度第1区分の学生等又は住民税非課税証明書(生計維持者(保護者等))を提出した学生等は給付額20万円となります。
- 学生等からの証明書類の提出が遅れる場合や提出が任意の書類が提出されない場合についても、推薦していただくことは可能です。(事務処理要領Q&A 7ページ参照)

上記を中心に事務処理要領Q&Aを更新しています。

<文部科学省ウェブサイト>

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html

(本件問合せ先)

<大学、短期大学、高等専門学校、日本語教育機関>

e-mail: kyuhugata-shien@mext.go.jp

※ お問合せは、メールにてお願いします。

※ メールの件名に【学校名】記載ください。

<専門学校>

電話：03-5253-4111（代表）

※ お問合せの際は、交換手に「専門学校生への緊急給付金についての問合せ」と御説明ください。